

## 半田市青年等就農計画認定要領

(趣旨)

第1条 農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3955号。以下「基本要綱」という。）第5の2の規定による青年等就農計画（以下「就農計画」という。）の認定については、基本要綱、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「方針」という。）及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(就農計画申請者)

第2条 就農計画を申請することができるもの（以下「就農計画申請者」という。）は、半田市の区域内において、新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始して5年以内の青年等を含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 18歳以上45歳未満（地域に担い手がない等やむを得ない事情があると認められる場合は50歳未満）の者
- (2) 前号に該当しない65歳未満の者であって、次の各号のいずれかに該当するもの
  - ア 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
  - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究、指導若しくは教育又はその他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
  - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
  - エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
  - オ アからエに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (3) 前号ア又はイに掲げる者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員のおお半数を占める法人

(就農計画認定の手続)

第3条 就農計画申請者は、青年等就農計画認定申請書（別記様式）を半田市市民経済部農政課へ提出するものとする。

- 2 就農計画の申請受付期限は、毎月20日とする。ただし、同日が休日等に当たる場合にあつては、その日前において最も近い休日等でない日を期限とする。

(就農計画の認定)

第4条 市長は、第5条の青年等就農計画認定基準に基づき、就農計画申請者の資格及び

申請された就農計画の妥当性を審査するため、青年等就農計画認定会議（以下「認定会議」という。）を開催するものとする。

2 市長は、認定会議による審査の結果、申請された就農計画を認定することが適当と判断されるときは、当該就農計画を認定するものとする。

3 市長は、前項の認定を行ったときは、基本要綱の様式第 2 - 1 号により認定した旨を通知するとともに、就農計画の写しを付して、その旨を愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課、半田市農業委員会等に連絡するものとする。認定しなかったときも、同様とする。

（就農計画の認定基準）

第 5 条 前条の就農計画の認定基準は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（1）申請された就農計画が半田市の基本構想に照らして適切なものであり、基本要綱別紙 4 の 2 に掲げる認定基準を満たすこと。

（2）申請された就農計画の実現性が高いこと。

（3）第 2 条第 2 号に掲げる者については、その有する知識及び技能が就農計画の有効期限終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

（就農計画の変更）

第 6 条 就農計画が認定された者（以下「認定新規就農者」という。）は、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農時における目標のうち、営農部門、就農予定地、就農時期若しくは就農・経営形態の変更、所得目標合計の増減、年間農業従事日数の 2 割以上の増減又は経営開始のための事業計画及び資金調達計画の変更（事業費の 3 割以上の増減及び借入資金名の変更等の場合に限る。）に伴い当該就農計画を変更するときは、速やかに就農計画の変更認定を得なければならない。

2 就農計画の変更に係る認定手続は、第 3 条及び第 4 条に準じる。

3 就農計画の変更に係る認定基準は、第 5 条の認定基準を準用する。

（就農計画の取消し）

第 7 条 市長は、認定した就農計画について、次の事由が確認された場合は、当該認定を取り消すことができる。

（1）認定した就農計画が第 5 条の認定基準に該当しないものと認められるに至ったとき。

（2）認定新規就農者が就農計画に従って必要な措置を講じていないと認められるとき。ただし、病気、災害等のやむを得ない理由により営農を休止する場合を除く。

（3）法人にあっては、第 2 条第 3 号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(就農計画の有効期間)

第 8 条 就農計画の有効期間は、当該計画が認定された日から起算して 5 年（既に農業経営を開始した青年等にあつては農業経営を開始した日から起算して 5 年を経過した日まで）とし、計画を変更した場合であっても、変更前の有効期間とする。

(指導及び助言)

第 9 条 市は、就農計画申請者を補助するため、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課及びあいち知多農業協同組合など関係機関と連携し、就農計画作成の指導及び助言を行うよう努めるものとする。

2 認定新規就農者は、就農計画に沿って農業経営の確立に向けた取組を着実に進めるため、農業経営指標を活用し、指標に基づく自己点検を毎年行い、市長に報告するものとする。

3 市は、前項の報告を踏まえ、必要に応じ、愛知県知多農林水産事務所農業改良普及課、あいち知多農業協同組合等の関係機関と連携し、経営状況を把握し、指導及び助言を行うよう努めるものとする。

(その他)

第 1 0 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。